

# 総務常任委員会会議録

令和8年3月31日

寒川町議会



出席委員 佐藤委員長、小泉副委員長  
山田委員、橋本委員、太田委員、茂内委員、廣田委員、横手委員、関口委員  
岸本議長

説明者 三橋総務部長、池田税務収納課長、関谷主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第23号 寒川町町税条例及び寒川町アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割の特例に関する条例の一部改正について

午後6時20分 開会

【佐藤委員長】 お疲れさまでございます。本会議の休憩中ではございますが、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

本日の案件は、次第のとおり、付託議案1件でございます。

議案の内容につきましては、本会議場で提案説明ございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩をいたします。

---

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第23号 寒川町町税条例及び寒川町アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案について説明を求めます。

三橋総務部長。

【三橋総務部長】 年度末での議会開催ありがとうございます。

早速でございますが、付託議案1、議案第23号 寒川町町税条例及び寒川町アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割の特例に関する条例の一部改正についての審査をお願いいたします。税務収納課、池田課長よりご説明申し上げます。

【佐藤委員長】 池田税務収納課長。

【池田税務収納課長】 それでは、議案第23号 寒川町町税条例及び寒川町アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車に対する種別割の特例に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、令和8年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律に伴い、町の町税条例等に所要の措置を講ずるものでございます。

それでは、条例改正の案文につきまして、ご説明させていただきます。

なお、本会議におきまして総務部長より説明がありました内容と重複する部分がございますが、ご容赦くださいますようお願いいたします。

まず、改正の概要です。令和8年度税制改正により、国内軽自動車市場の活性化や軽自動車の取得時における負担軽減を図るため、軽自動車税環境性能割の廃止となりました。また、グリーン化特例の期間延長につきましては、電気自動車、天然ガス車にかかる軽自動車税について、おおむね75%の軽減措置が令和8年3月31日までの期限とされていまして、引き続き2年間延長するものでございます。そのため、地方税法の一部改正に伴い、環境性能割についての条文を削除し、種別割を軽自動車税に改めるなど、条例に所要の整備を行うものとなります。

それでは、タブレット資料、議案第23号 寒川町町税条例及び寒川町アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割の特例に関する条例の一部改正についての15分の6ページ、新旧対照表の1ページをご覧ください。

条例改正の第1条は、寒川町町税条例の一部を改正するものでございます。

まず、目次の改正でございます。第2章第3節に係る環境性能割の条文を削除することに伴い、「第27条の4」を「第28条」に改めるものでございます。

次に、第8条の改正は、環境性能割の廃止に伴い、環境性能割と種別割の区分を要しなくなったため、「種別割」を「軽自動車税」に改めるものでございます。

次に、第27条の4から資料の次ページにあります第27条の6につきましては、環境性能割に関する規定を削除するものです。

第28条から15分の9ページ、新旧対照表4ページの第33条第6項までは、見出し及び条文について「種別割」から「軽自動車税」に改めるものでございます。

次に、第34条第2項の改正は、地方税法において第443条第3項を削り、第2項とする改正があったことに伴い、参照する地方税法の条文を「第443条第3項」から「第443条第2項」に改めるとともに、「種別割」を「軽自動車税」に改めるものでございます。

15分の9ページ及び15分の10ページの第41条第1項第3号及び第5号の改正につきましては、環境性能割の申告納付についての規定でありまして、第27条の5の引用部分を削るものでございます。

次に、制定附則でございます。現行の附則の制定順で13項となっていました個人の町民税の税率の特例等については、第12項に改めて条文の整理を行います。現行の附則第12項は、1項繰り下げて第13項となります。こちらの規定は、初回車両番号指定を受けた月から起算して14年を経過した車両への重課を規定したもので、「種別割」を「軽自動車税」に改めるとともに、現行の第16項を削ることに伴う条文の整理となります。

資料は15分の11ページをご覧ください。第14項についてですが、電気自動車等のグリーン化特例を規定したもので、「種別割」を「軽自動車税」に改めるとともに、軽自動車の初回車両番号指定を受ける期間を、地方税法と同様に「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改めるものでございます。

次に、第15項及び第16項は、一定の燃費基準を満たしたガソリン車に係る軽自動車税の軽減税率について規定しており、第15項は軽自動車の初回車両番号指定を受ける期間を「令和7年4月1日から」に改め、令和8年度課税に対応するものとなっております。第16項においては、適用期間が経過しているため、規定を削るものとなります。

次に、15分の12ページ及び13ページをご覧ください。環境性能割について規定しております第17項か

ら第23項につきましては、環境性能割の廃止に伴い削除し、第24項及び第25項を、それぞれ第16項と第17項に繰り上げるものでございます。

以上が、寒川町町税条例に関する部分となります。

続きまして、改正条例の第2条でございます。資料は15分の13ページ及び14ページをご覧ください。これまでご説明いたしましたとおり「種別割」から「軽自動車税」に名称が変更されるため、町税条例とは別に軽自動車税の賦課徴収の特例について定めています寒川町アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割の特例に関する条例につきましても、一部改正を行うものでございます。

日本に駐留しますアメリカ合衆国軍隊の地位について定め、いわゆる日米地位協定に関連し、地方税法上の臨時特例を定めた法律がございます。駐留米軍の所有する車両は非課税とされておりますが、その構成員もしくは関係機関等が所有する車両につきましては、地方団体の条例で定めるところにより課税するものとされております。ここでいう車両につきましては、軽自動車も含まれております。そのため、町ではアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割の特例に関する条例を制定し、該当する車両への課税について定めておりましたので、今回の地方税法の改正により、条例中の種別割を軽自動車税に改める必要が生じたものです。

なお、この条例は車両への課税方法と税額について定めたものですが、今回の改正につきましては種別割を軽自動車税へと改めるのみで、その他の内容に変更はございません。

まず、題名中に「種別割」とあるものを「軽自動車税」へと改めます。

第1条から第4条までは、文言の改正によりまして「種別割」を「軽自動車税」へと名称を置き換えるための所要の整備を行っております。

第1号様式（第4条関係）につきましては、納付に使用する様式でございまして、様式中の「種別割」を「軽自動車税」に改めます。

続きまして、改正附則でございます。15分の15ページをご覧ください。施行期日につきましては、令和8年4月1日と定めまして、また、経過措置といたしまして、それぞれ適用となる期日と、それ以前の扱いについては従前の例による旨を定めております。

以上で条例改正についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

**【佐藤委員長】** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、小泉副委員長。

**【小泉副委員長】** 1点お伺いいたします。今回この環境性能割廃止となりますが、これに伴う影響額のほう、教えてください。

**【佐藤委員長】** 池田税務収納課長。

**【池田税務収納課長】** 環境性能割の影響額であります。今回、令和6年度の決算額が約1,580万ほど、環境性能割が入っております。令和8年度については、3月31日で環境性能割は廃止されてしまうんですが、令和8年の2月分、3月分が2か月後に県から納入されるということですので、月150万で300万を予算として計上させていただきました。ゆえに、影響額といたしましては、令和6年度決算

額と比べると約1,280万ほどの影響額があるのかなと考えております。

【佐藤委員長】 小泉副委員長。

【小泉副委員長】 今回、国のほうで地方税法の改正とセットで、地方交付税法も改正となっていて、こちらのほうには環境性能割の減収分について補填するというような内容が書かれているようなんですが、こちらのほうは寒川町に対しても補填されるというような認識でよろしいのでしょうか。

【佐藤委員長】 池田税務収納課長。

【池田税務収納課長】 国のほうから特例交付金という形で交付されるということですので、町のほうに補填されると我々は考えております。

以上です。

【佐藤委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

---

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日、総務常任委員会に付託された議案は質疑まで終了をいたしました。この後、討論、採決の予定でございますが、討論のための休憩についていかがいたしましょうか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、進めさせていただきたいと思います。

これより討論に入ります。議案第23号 寒川町町税条例及び寒川町アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割の特例に関する条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。

午後6時35分 閉会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 8年 6月 2日

委員長 佐藤 一夫